

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_11
ー健康保険と医療保険①ー

2024.8.29

小川FP・行政書士事務所
あいちライフサイクルマナー
小川 佳宏

50代－80代~で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

健康保険と医療保険①

いよいよ第二定年の65歳に近くなり健康保険について考えなきゃいけないな。



今の会社に2年間は加入が継続できる任意継続制度があるって聞くけど、お父さん知ってる？

ああ、知っているよ。国民健康保険だと多分、保険料高いし2年間はそうするかな。もう働かずゆっくりとしたいので。



そうですね。健康保険の選択は大事な選択ですので、きちんと理解して決断してくださいね。
①任意継続、②家族の被扶養者、③国民健康保険があります。75歳からは後期高齢者医療制度に全員が加入します。

先生、家族の被扶養者って何ですか。私は働いていてもパートでそんなに収入ないし。



フルタイム勤務でなくても週20時間以上、月額賃金88,000円以上、従業員が101人以上（2024年10月からは51人以上）などの要件を満たせば74歳までその会社の健康保険に引き続き加入できます。奥様はパート先の会社の健康保険に加入していますか。

健康保険と医療保険①

加入しています。大手のスーパーなので賃金条件も満たしています。



そうすると、ご主人が奥様のパート先の健康保険の被扶養者になることができます。



そうなんですか。母さんに扶養してもらってわけだね。それで保険料は母さんの分だけなんですか。



はい、奥様の保険料だけでご主人も健康保険がカバーされるので3割負担です。



でもいずれ私もパートやめたいのよね。そうすると国民健康保険に加入が必要ですよね。



その選択もできますし、お子様が就職して会社員や公務員だと、ご主人も奥様も同じように今度はお子様の被扶養者になることも検討できると思います。

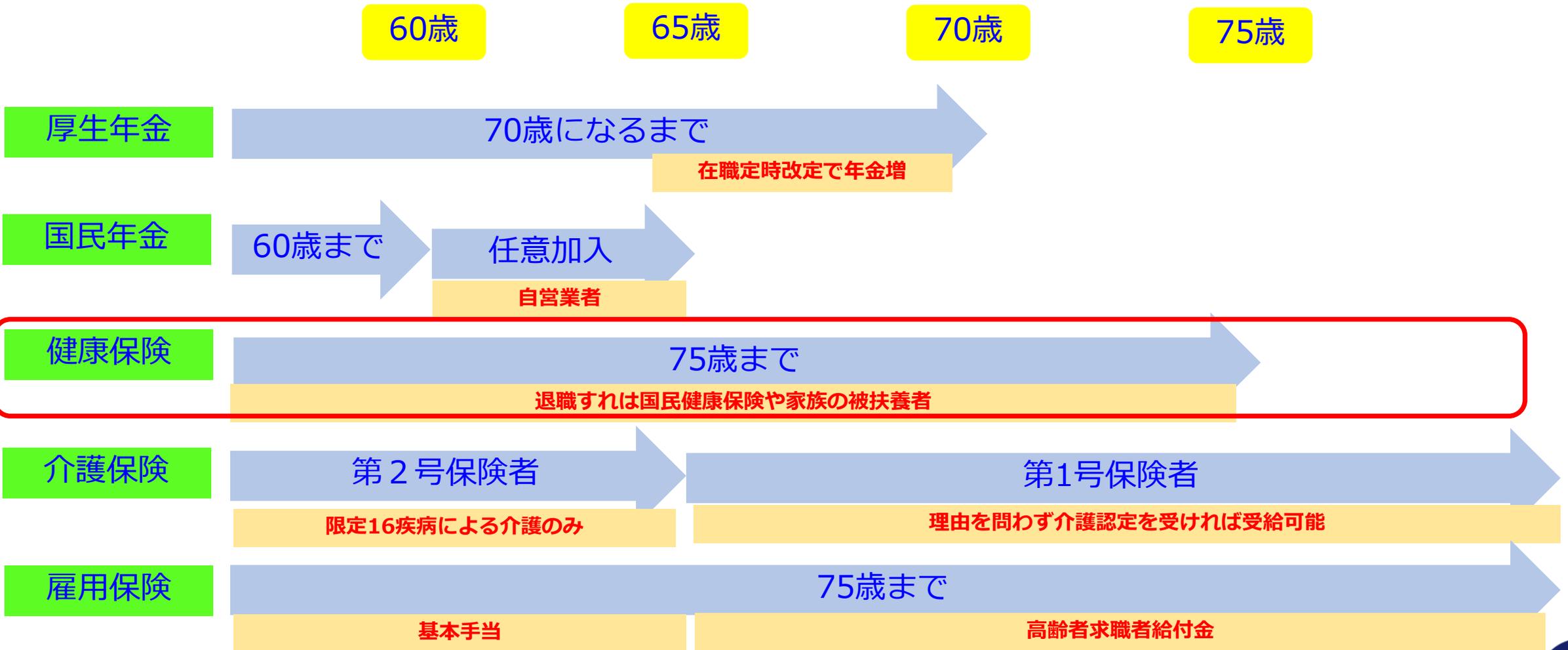


本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 定年退職後の健康保険の選択肢として、①任意継続保険、②家族の被扶養者になる、③国民健康保険に加入、があります。自分の状況に合わせて賢く選択しましょう。
- ✓ 継続して会社に雇用される場合は、①任意継続保険が有利な場合が多いようですが、保険料や制度を理解してから決めましょう。②家族の被扶養者になる要件は厳しいですが要件に当てはまるのであれば選択することも検討しましょう。
- ✓ ③は①、②に当てはまらない場合の選択肢です。保険料が多くなりがちですので、老後の保険料を加味してライフリタイアメントプランを検討することが必要です。

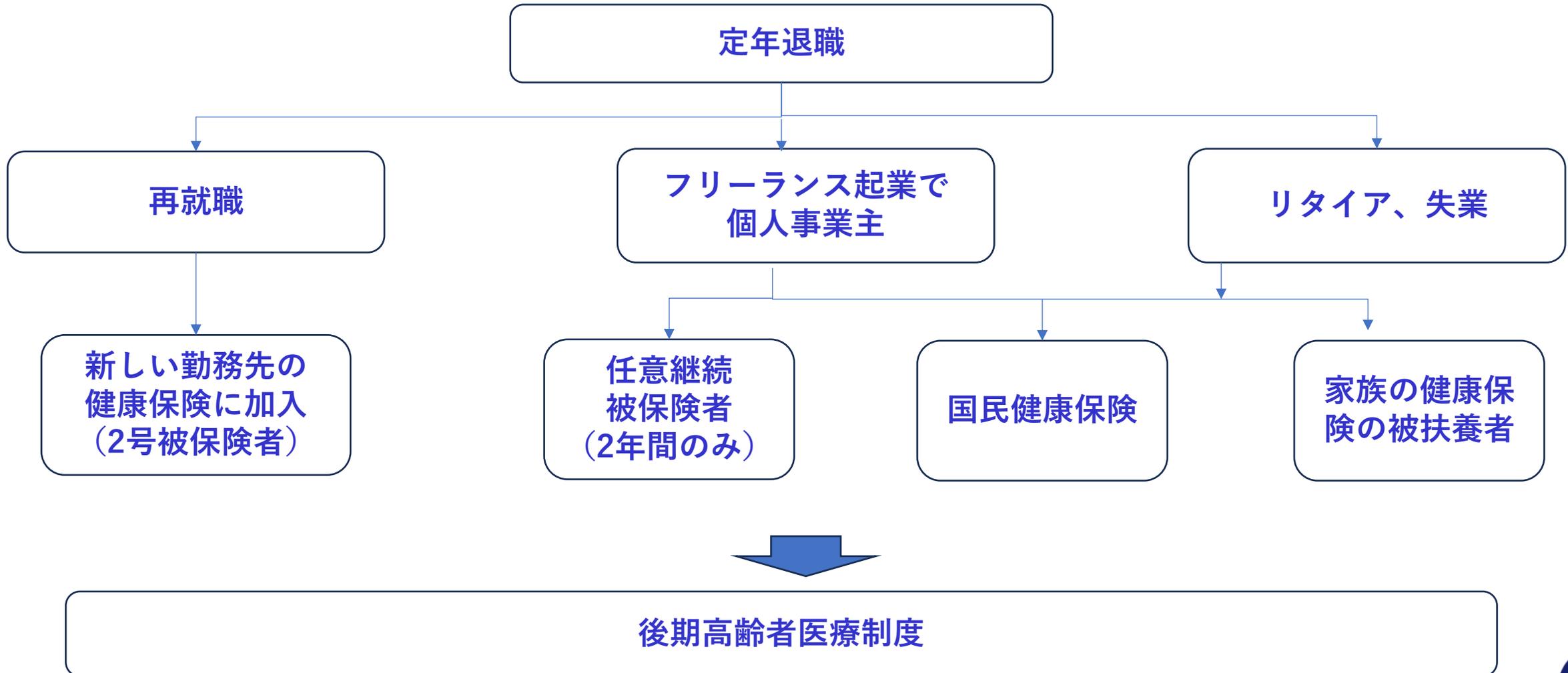
社会保険と加入年齢の一覧図

長く働き、収入を確保しつつ、手厚い日本の社会保険制度を賢く利用しましょう。



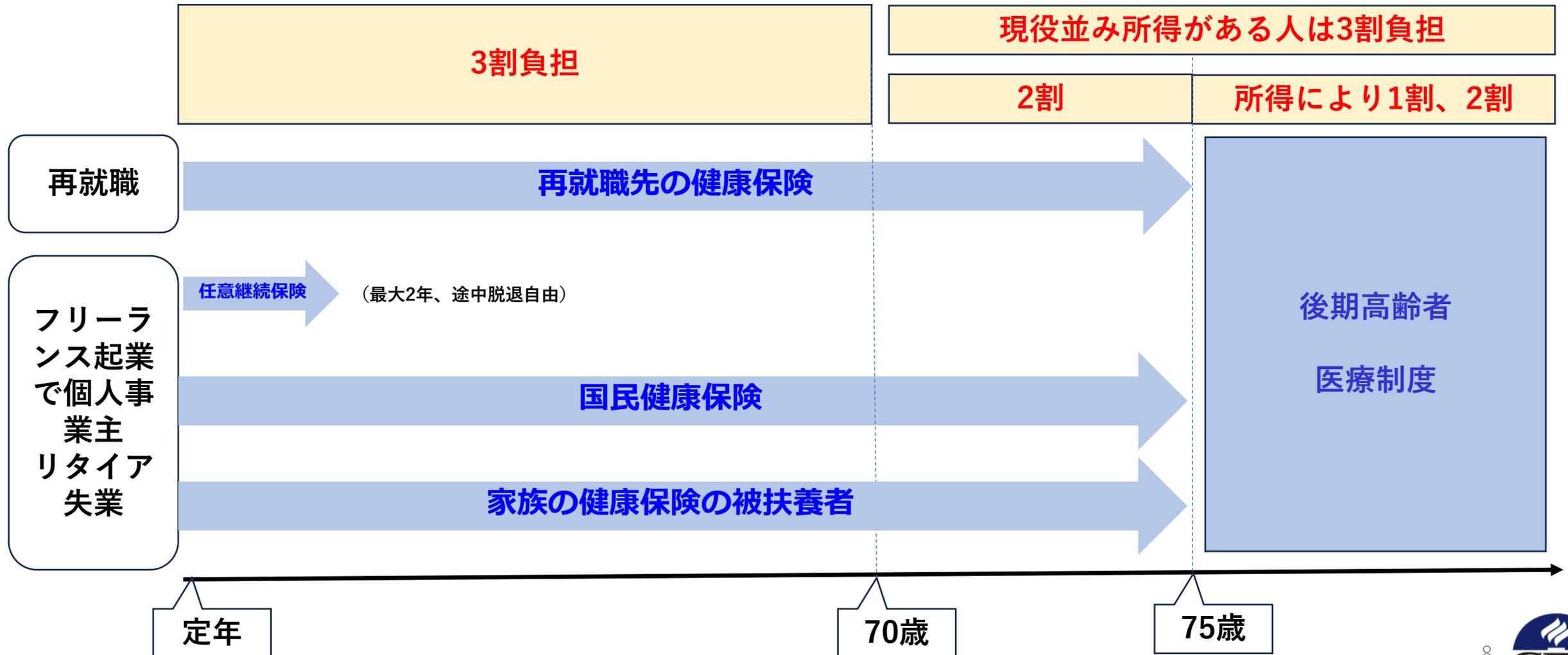
会社を定年退職する場合の健康保険の手続

会社を退職した後は健康保険の手続が必要です。選択肢3つの中から選択します。



会社を定年退職する場合の健康保険の手続

任意継続、国民健康、家族の被扶養者から選択をします。家族の被扶養者は要件が厳しめです。



会社を定年退職する場合の健康保険の手続

それぞれの加入条件などを確認します。

	加入条件	健康保険料計算方法	在職時月收入 30万円	手続先
再就職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の雇用手続 	新会社の健康保険 (折半)	15,015円 ((愛知県、協会健保、介護保険含まず)	新旧会社健保 (脱退と加入)
任意継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職日の翌日から20日以内に手続 ・ 2か月以上加入 	職場の健康保険 (折半⇒全額)	35,490円 (愛知県、協会健保、介護保険含む)	現会社健保
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再就職、任継、家族の被扶養者に該当しない ・ 退職日から14日以内に手続 	前年所得や世帯人数に応じて決まる	49,087円 (令和5年 年中所得400万円、 名古屋市、一人世帯 の場合、介護保険 含む)	市区町村
家族の健康保険の被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年収130万円 (60歳以上等は180万円) ・ 家族 (= 被保険者) 年収の1/2未満 	なし	0円	家族の健保

会社を定年退職する場合の健康保険の手続

名古屋市の令和6年度分の国民健康保険料の計算方法です。

令和6年度分の国民健康保険料の計算方法

年間の保険料は、世帯ごとに計算し、世帯主に納付していただきます。医療分、支援金分、介護分のそれぞれについて、被保険者数に応じて計算する均等割額、所得額に応じて計算する所得割額があり、すべてを合算した額が年間の保険料です。年間の保険料は、医療分については65万円を、支援金分については24万円を、介護分については17万円を超えることはありません。介護分は、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの人）についてのみ計算する保険料です。

なお、令和6年度分の納入通知書において、「**令和7年4月以降の保険料額（予定）**」欄に令和7年4月・5月の暫定賦課額もお知らせしていますが、**令和7年度分の国民健康保険料の均等割額、所得割料率は、令和7年6月に告示します（現時点では決まっていません）**。また、年間の保険料額のお知らせを令和7年6月中にお送りします（保険料の納付方法が特別徴収の世帯については令和7年7月中にお送りします）。

国民健康保険料		
内訳	均等割額	所得割額
医療分	49,397円×被保険者数	被保険者全員の（所得－市県民税の基礎控除額（注））の合算額×0.0912
支援金分	15,726円×被保険者数	被保険者全員の（所得－市県民税の基礎控除額（注））の合算額×0.0277
介護分	15,921円×介護保険第2号被保険者数	介護保険第2号被保険者全員の（所得－市県民税の基礎控除額（注））の合算額×0.0234

（注）市県民税の基礎控除額は、前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円、2,400万円超2,450万円以下の場合は29万円、2,450万円超2,500万円以下の場合は15万円、2,500万円超の場合は0円となります。

✓ 所得割、均等割＊
医療分、支援金分、介護分の積み上げで計算されます。

✓ 世帯主が被保険者数分まとめて納付します。

✓ 年間の保険料のお知らせが6月にくるので、老後の資金を確保しておく必要があります。以外と高いと感じると思います。

会社を定年退職する場合の健康保険の手続

手続上で気を付けるべき点もたくさんありますので注意してください。
特に任継と国保の保険料は比較してから決めるとよいです。

1. 任意継続保険に加入する場合、

- ・ 退職後20日以内に手続、継続して2月以上加入していた
- ・ 保険料は折半ではなく全額になるが、扶養する家族が何人いても保険料は変わらない
- ・ ①退職時の標準報酬月額、②加入している健保の被保険者全体の平均標準月額の低い方（協会けんぽの上限は30万円）
- ・ 2年継続する必要がなく、自分で脱退を選択できる。脱退後、配偶者も国民健康保険加入が必要になる理由例） 所得が下がり国民健康保険の方が保険料が安くなった
就職した子供の被扶養者になりたい

2. 国民健康保険に加入する場合、

- ・ 保険料は前年の所得や世帯の加入人数（被保険者数）などに応じて決まる
- ・ 定年退職の場合は前年所得が高いと保険料が高額になりがち
- ・ 倒産、解雇の場合、失業の翌年度末までの間、前年の給与所得を3割として計算される減額措置もある

3. 家族の被扶養者になる場合の収入条件

- ・ 過去の実績ではなく 今後1年間の見込み収入
- ・ 失業保険、傷病手当金、障害年金なども収入に含まれる
- ・ 失業給付をうけていれば家族の保険の被扶養者になれない

Thinking time !

定年退職後の健康保険の選択は制度や保険料の違いを理解して決めましょう。

任意継続保険

- ・ 定年退職後、その会社でシニア雇用の場合には一般に収入も大幅に減り保険料もへります。保険料を比較してみてください。
- ・ いよいよ会社を退職した後の選択肢を考えていますか。



国民健康保険など

- ・ 国民健康保険に加入する場合は、自分の支払保険料を市区町村に確認にいきましたか。
- ・ 家族（例えば、就職したお子様、就労継続中の奥様）の被扶養者になる資格がありますか。

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

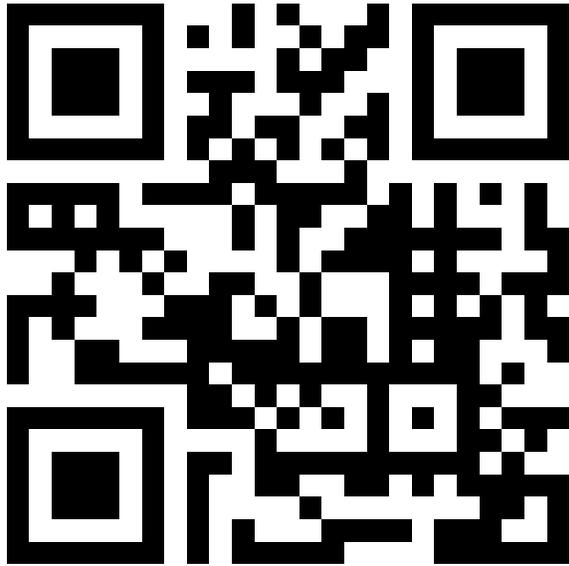
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

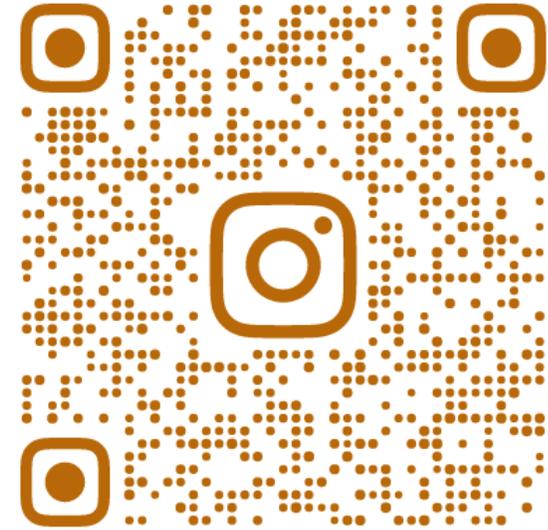
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN